

(お知らせ)

平成 27 年 7 月 22 日
京都市行財政局財政部契約課

「京都市公契約基本条例（仮称）に係る基本的な考え方及び条例案の概要」に関する市民意見募集の結果について

「京都市公契約基本条例（仮称）に係る基本的な考え方及び条例案の概要」に関する市民意見募集の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

1 市民意見の募集

(1) 募集期間

平成 27 年 6 月 3 日（水）～平成 27 年 7 月 2 日（木）

(2) 応募方法

持参，郵送，FAX，電子メール

(3) 冊子の配布場所

条例案の概要について記載した冊子を行財政局財政部契約課，交通局企画総務部財務課，上下水道局総務部用度課，各区役所・支所等で配布しました。

また，京都市役所のホームページにも掲載しました。

2 御意見数

応募者数：226人，意見総数：376件

3 御意見をいただいた方の属性

(1) 居住地（人）

京都市	京都市以外	不明	合計
146	27	53	226

(2) 年齢（人）

20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
5	31	54	55	19	8	54	226

(3) 性別（人）

男性	女性	不明	合計
132	46	48	226

4 御意見の内訳

区分	意見総数
1 条例全体について <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定に賛同する旨の御意見 ・ 条例案の内容に否定的な御意見 ・ 条例の適用範囲に関する御意見 ・ その他の御意見 	5 1 (2 4) (6) (1 1) (1 0)
2 市内中小企業の受注機会の増大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 趣旨に賛同する旨の御意見 ・ 更なる徹底を求める御意見 ・ 反対又は慎重な対応を求める御意見 	5 4 (3 0) (1 5) (9)
3 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 趣旨に賛同する旨の御意見 ・ 賃金規定を設けるべきとの御意見 ・ 賃金規定を設けないことに理解・賛同する御意見 ・ 労働関係法令の遵守に関する御意見 ・ 雇用の安定について配慮を求める御意見 	1 7 3 (5) (1 0 4) (6) (4 1) (1 7)
4 公契約の適正な履行及びその質の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公契約の公平性、透明性、品質の確保等に関する御意見 ・ 適正な予定価格の算出等に関する御意見 ・ 適切な履行評価の実施、人材の育成に関する御意見 ・ 下請契約の適正化に関する御意見 	4 0 (9) (1 7) (7) (7)
5 社会的課題の解決に資する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的課題の解決に資する取組に関する御意見 	1 4 (1 4)
6 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公契約審査委員会に関する御意見 ・ 入札・契約制度等に関する御意見 ・ その他 	4 4 (2 9) (1 4) (1)

※ () の数字は内数

5 御意見の主な内容と御意見に対する本市の考え方

別紙「御意見の主な内容と御意見に対する本市の考え方」のとおり

御意見の主な内容と御意見に対する本市の考え方

1 条例全体について 51件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
○ 条例制定に賛同する旨の御意見	24	
<ul style="list-style-type: none"> ・本条例の主旨に賛意を示したいと思います。 ・京都市が公契約基本条例を策定することは、大変良いことだと思います。 ・まずは土台となる条例が必要との意見もあり、まず条例を制定していただきたい。 ・ようやく公契約条例が制定されることに期待をしています。 ・京都府は大綱しか作っていないが、市長も良くやっている。全会派が一致して条例の施策を進めていくべき。 ・ぜひ、他都市に先がけて公契約条例を掲げてほしいです。 ・基本的な考え方、条例案の概要ともに賛成です。 ・市の目指す取組方針をしっかりと示し、事業者と共有し、取組を進めることが重要である。条例案は、賛成。 ・公契約条例については、自治体ごとの実情に合わせた「オーダーメイドの条例」でいいと思う。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>公契約基本条例を制定することで、市内中小企業の受注機会の増大、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行及びその質の確保並びに社会的課題の解決に資する取組をより一層推進していきたいと考えています。</p>
○ 条例案の内容に否定的な御意見	6	
<ul style="list-style-type: none"> ・現条例案では理念条例に過ぎない（「努める」が多い）。 ・「条例案」には「努める」という言葉が何度も出てきますが、それでは実効性のあるものになるとは、どうも考えられません。 ・市民が納得し、安心できる条例となるよう、中身がない条例を提案するのではなく、労働組合団体や市民団体などが参画する検討機関を設置して再考すべき。 ・3年もかけてこの内容か。 ・努力義務では何も変わりません。 ・効果が発揮できる内容に修正していただければありがたいです。 		<p>努力義務に関する規定であっても、基本理念も含めて、しっかりと条例に規定し、規範力を高めることは、今後施策を進めていく上でも重要であると考えています。</p> <p>また、公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保するために、違反者への制裁措置も含めた規定を条例に設けるなど、実効性を担保する規定も定める予定としています。</p>
○ 条例の適用範囲に関する御意見	11	
<p>(対象事業の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業は一定の予定価格以上で印刷等を含めた全ての契約としてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	(5)	<p>京都市公契約基本条例の対象となる「公契約」には、印刷等の製造の請負契約も含まれています。</p>
<p>(独立行政法人等への適用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市や公営企業だけでなく、地方独立行政法人や公社なども対象とすべきです。 <p style="text-align: right;">など</p>	(6)	<p>独立行政法人等については、法人の独立性や自主性等を十分に尊重しつつ、市内中小企業への発注原則等、本市の取扱いに準じた取組を要請する予定です。</p>

○ その他の御意見	10	
<p>(計画の策定, チェック体制等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「条例」と合わせて, 数値目標などを盛り込んだ「計画」策定とか「規則」制定とか検証作業は予定していないのか? ・しっかり条例の内容が守られるチェック体制を市の責任で整えて下さい。 ・常に条件を点検・改善していく立場で作成してください。 など 	(4)	<p>条例を施行する際には, 事務の細則等を定める「施行規則」の制定を予定しています。</p> <p>条例に基づく「計画」の策定は予定していませんが, 条例に基づく施策の状況等について, 条例に基づき設置する公契約審査委員会で審議, 点検していただくことを想定しています。</p>
<p>(地域要件の根拠規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例案はこれに地域要件等を加える「特別法」としての意義はあるように思います。ただし, 同法上での規定で読めるのでしょうか? 	(1)	<p>地域要件等に関しては, 地方自治法施行令第167条の5の2に「(前略) 契約の性質又は目的により, 当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは, (中略) 当該入札に参加する者の事業所の所在地又は(中略) 技術的適正の有無等に関する必要な資格を定め, 当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。」とあり, 地方自治法令上問題はないものと考えています。</p>
<p>(条例の名称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の名称について, 「公契約基本条例」ではなく「公契約条例」とすべき。 	(1)	<p>公契約に関する基本的な事項を総合的に規定する条例の内容を踏まえた名称としたいと考えています。</p>
<p>(提出書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例に関する提出書類についても小企業の過度な負担とならないようできるだけ簡素なものにしていただくことを求めます。 	(1)	<p>法令等を遵守していただいている事業者の皆様にとって過度な負担とならないよう配慮します。</p>
<p>(公の施設の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・努力規定であっても, 公の施設の管理をこの条例の中で一律に議論するのは難しいのではないか。 	(1)	<p>公の施設の管理に関する協定についても, ひろく本市の発注する契約であると考え, 条例の対象としています。</p>
<p>(労働者の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業より, 労働者を第一義的とすべき。 など 	(2)	<p>市内中小企業の維持・発展は, 雇用の創出やそこで働く労働者の労働環境の向上にも繋がるものであると考えています。</p>

2 市内中小企業の受注機会の増大 54件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>○ 趣旨に賛同する旨の御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者を守るという姿勢をしっかりと条例にするのは大歓迎です。 ・京都の会社が、京都市民の雇用を守り、京都に貢献していくためには、京都での受注が必要で、京都市側としても、まずは優先的に事業所を置く会社に受注する機会を与えるべきだと思う。 ・ぜひとも地元市内中小企業の受注の機会の増大を図る条例にしてほしい。 ・市内中小企業の受注機会の増大を必ず厳しく盛り込んで下さい。 ・「市内中小企業の受注機会の増大を図る」ことを最大限の努力義務としたことは評価したいと思います。 ・条例制定によって、少しでも市内の中小事業者に仕事がまわる仕組みになってほしい。 ・ぜひ、市内中小企業が受注できる機会が増える事を切に願います。 ・市内事業者の受注拡大は大変大事な事だと思います。ただ公共工事業者だけでなく、イベント業者、印刷業者、システム業者等にも適用していただきたい。 ・市内中小企業への機会の増大、市内産材の使用拡大のためにも積極的な取組を推進してほしい。 ・京都市発注公共工事に纏わる契約（京都市と入札業者間）においては、市内本店又は主たる事業所を有するべきである。 ・市内で経済を循環させることに繋がるため、理念は評価します。 ・京都でがんばる中小企業に、しっかり仕事を出してください。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>30</p>	<p>市内中小企業は、地域経済への貢献や地元雇用だけでなく、地域コミュニティの維持・発展並びに地域における防災体制の維持向上においても大切な役割を担っていただいております。将来にわたって活力に満ちた、人と人が支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠であると考えます。</p> <p>このため、本市は、市内中小企業への発注に最大限努めることにより、市内中小企業の受注機会の増大を図ることとしています。</p> <p>本市は、これまでから市内中小企業への発注を原則としていますが、市内中小企業の受注機会の増大を、公契約基本条例にしっかりと規定することにより、規範力を高め、一層の取組を進めていきたいと考えています。</p>

<p>○ 更なる徹底を求める御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者への発注や市内産材料の使用を義務付けるなどのルールを作ってください。 ・地元業者に発注してください。義務付けしてください。 ・受注者に市内中小企業との下請け契約を明確に義務付けること、そのための実効性を担保する取組を強く要求します。 ・一定金額以下の入札は市内発注に限定するよう、明確に規定してください。努力規定では実効性はありません。 ・市内中小企業に限定した発注が難しい場合でも、市内業者間での共同企業体で能力的に可能な工事の場合は、総合評価等で市内業者として有利な部分を設けていただきたい。 ・これまで市内業者での受注は難しいとして、経審点による発注を行ってきた案件についても、今一度、市内要件を付することを検討することが必要と思われる。 ・公共工事の下請契約は2次、3次までとすること、とか、京都市内業者以外の業者に発注する場合の「理由書」の提出の義務付け、市内産材でない場合の「理由書」の提出の義務付けなど、拘束力を高めるようにすべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>15</p>	<p>市内中小企業の受注機会の増大を図るため、橋りょう等の特殊な技術を要する工事においても、市内中小企業と共同企業体を結成することを要件として発注するなど、これまでの取組をより一層進めてまいります。</p> <p>一方、事業者に対し、下請契約における市内事業者との契約の締結や地元産材料の使用について義務付けまで行うことは、公正取引委員会から「事業者の自由な事業活動を制限するおそれがあることから、競争政策上好ましくない」との見解が示されていることもあり、困難であると考えています。</p> <p>このため、事業者の皆様に対し、条例の趣旨に沿った取組を最大限お願いしていくとともに、本市としても、下請契約において、市内事業者以外に発注する際には理由書の提出を求めることや、市内事業者との下請契約の締結や市内産材料の使用を総合評価入札方式において加点評価することなど、従来の取組をより積極的に進めてまいります。</p>
<p>○ 反対又は慎重な対応を求める御意見</p> <p>(市内要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市だけのことを考えるのではなく、もっと広域的な視野が必要。 ・なぜ、京都に本店がないといけないのか？なぜ支店ではいけないのか？京都在住の社員が何人いてもダメなのか？など本店がある企業に努める事という制約があまりにも狭すぎると思います。 ・京都市周辺に立地する事業者への配慮も必要では。 ・狭い市内だけで本当によいものが安くできるのか？疑問に感じます。 ・市内の企業を優先するあまり、外部の専門性・先進性の参画・導入を躊躇わせ、自閉的になるおそれがあります。 ・市内立地だけで優遇するのではなく、技術向上に目を向けることの方が、本当の意味で市民のためになると思う。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>9</p>	<p>(8)</p> <p>本市に拠点を置いて活動する市内中小企業の持続的発展は、地域経済の活性化はもとより、地域コミュニティや地域防災能力の維持・向上を図るために不可欠と考え、本市は、市内中小企業への発注に最大限努めることとしています。</p> <p>一方、市内中小企業の健全な競争による成長や技術力の向上を図る観点からも、発注する公契約の内容等に応じ、市外事業者を対象に含めた発注もバランスよく組み合わせさせていただきます。</p>

<p>(分離分割発注)</p> <p>・大手が中心に組織だつて動かさないと難しい事業も多く、条例により、すべての事業に分離分割発注の原則が適用されることが心配である。</p>	<p>(1)</p>	<p>分離分割発注は、市内中小企業の受注機会の増大を図る手法の一つであると考えていますが、工事の性質も踏まえ、経済合理性や公契約の適正な履行等を十分配慮しながら、行っていきます。</p>
---	------------	---

3 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保 173件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>○ 趣旨に賛同する旨の御意見</p>	5	
<ul style="list-style-type: none"> ・京都市は市内における大口発注者だと思うので市内の労働環境の改善に効果があると思う。 ・適正な労働環境の確保は業務の質の確保を行っていく上でとても大切である。いい条例になるよう期待している。 ・着地点としてこういう案にされたということは理解したい。 ・労働環境の確保について、記載があるのが良いと思いました。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>労働関係法令の遵守徹底、適正な労働環境の確保並びに維持及び向上、一定の公契約についての労働関係法令の遵守状況に関する報告書の徴収を条例に定めることで、公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保していきます。</p>
<p>○ 賃金規定を設けるべきとの御意見</p>	104	
<ul style="list-style-type: none"> ・公契約の労務費の最低基準は人間らしい生活が営めることを保障する賃金にしてください。 ・現行の最低賃金は、生活保護基準を前提に導き出されている。不就労者の生活水準と公契約下の公的サービスに従事する労働者の賃金水準が同等でいいはずがない。公契約が先導して低賃金構造を改善していかなければ、格差と貧困を解消できない。 ・後継者育成のためにも、賃上げの効果のある賃金下限額を入れてください。 ・賃金規定が入っていないことが極めて残念。 ・賃金の下限を入れてください。 ・最低賃金の2割増し以上など下限規定を盛り込まないと意味がない。 ・賃金の下限を設定し人間らしく生き、働けるようにすべきだ。 ・賃金の下限が明記されておらず、このままでは絵に描いた餅になるおそれがあります。 ・条例で労務費を決め、下請の末端まで届くようにしてほしいです。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>特定の公契約のもとで働く労働者の報酬額について、条例に規定（賃金規定）を置いて独自の最低限度額を定めることについては、賛否両論があり、慎重に考える必要があります。本市としては、労働者の賃金等は雇用者と労働者の間の契約によって定められるべきものであるのが原則であること、公契約に携わる労働者の報酬を引き上げることに伴う企業内の労働者間の均衡を図るために必要となる負担等が過度なものとなりかねないことなどを総合的に考慮する必要があります。</p> <p>このため、本市としては、賃金規定を設けるのではなく、公契約の発注者として、国の関係機関等と連携し、公契約のもとで働く労働者の良好な労働環境全般が確保されるよう、より一層の役割を果たすとともに、市内事業者への発注や適正な価格で受注できる環境づくりにより一層努めることにより、労働環境の向上への一翼を担っていくこととします。</p>
<p>○ 賃金規定を設けないことに理解・賛同する御意見</p>	6	
<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金制度がある中で市独自の最低賃金を設けるのは混乱をもたらすおそれがあり、今回、本条例において最低賃金を設けないことには賛成します。 ・賃金規定は入れるべきでない。 ・賃金協定は絶対に入れないで下さい。 <p style="text-align: right;">など</p>		

○ 労働関係法令の遵守に関する御意見	4 1	
<p>(労働関係法令の遵守など全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働法令等、法令違反企業に対するペナルティを明確にして下さい。 本条例が適切に運用され、労働者の適正な労働環境が確保されることを願っています。 労働関係法令の遵守は大切であり、遵守意識を高めていく仕組みいるのではないかと感じる。 労働関係法令遵守状況報告書の提出については、労働元の労働条件改善に資するため賛成である。 <p style="text-align: right;">など</p>	(16)	<p>労働関係法令の遵守は、労働者の適正な労働環境を確保するための前提となるものです。労働関係法令の遵守について改めて条例に規定することで、その重要性について周知するとともに、更なる徹底を図っていく予定です。</p>
<p>(報告書の提出対象等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書の提出対象となる金額が大きすぎる。もう少し金額を小さくするべきであると思います。 提出義務「基準」の削減を求める。法令遵守は、請負金額の高低額で決めるものではない。 低額の契約で提出を義務付けてしまうと過度の負担になりかねないため、そのあたりのバランスは必要だと思います。 報告書は、500万円を超える印刷などの製造請負も対象にしてください。 報告書の提出の範囲に「請負労働者」(自らの労働力のみを提供して働いているもの)も含めることを求めます。 <p style="text-align: right;">など</p>	(16)	<p>労働関係法令遵守状況報告書の提出は、下請の重層化が生じやすい工事請負契約、人件費が経費の多くを占める清掃等の役務に係る委託契約及び一定期間の雇用等を伴う公の施設の管理に関する協定を対象とし、事業者の負担や事務量等を考慮し、工事請負契約については5,000万円、役務の委託契約については1,000万円を超える契約の際に、報告書求めることとしています。提出対象とする金額の範囲は、運用状況を踏まえ、将来、変更していくことも想定しています。</p> <p>なお、報告書は対象となる契約の下請事業者からも提出を求めることとしており、いわゆる「一人親方」も対象となります。</p>
<p>(報告書の内容等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働関係法令と言っても多岐にわたるものをどこまで求めるのか明らかにすべき。 報告書の様式は簡易なものを望みます。 <p style="text-align: right;">など</p>	(6)	<p>報告書では、就業規則、36協定、社会保険の加入、健康診断の実施、最低賃金の遵守等、労働関係法令の基本的事項について確認することを想定しています。</p> <p>報告書は、チェックシート方式とするなど、事業者にとって著しい事務負担が生じないよう工夫してまいります。</p>

<p>(立入調査等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告義務だけでない立入調査ができるようにすることも必要。 ・立入調査の権限や、立入調査が実地にできるような体制整備も併せてお考えください。不正があれば警察や監督署に通報するだけでは、実効性の観点から物足りなさを感じます。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>(3)</p>	<p>提出された報告書において、遵守できていない事項があるときは、事業者に改善を求め、改善されない場合等にはその氏名を公表し、本市の公契約から排除する等の措置を講じます。</p> <p>また、報告書の対象となる契約においては、従事する労働者に対し、報告書の対象であることを周知することを義務付けるとともに、京都市において、相談・通報窓口を設置します。相談や通報の内容に応じ、関係機関等と連携し、必要と認める場合には調査等も行っています。</p>
<p>○ 雇用の安定について配慮を求める御意見</p>	<p>17</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・委託替えなどの場合に、労働者の雇用の継承が行われるよう、労働者の雇用継続を入札の要件とするなど、雇用の安定につながる条例とするべきです。 ・指定管理者の見直しについても、業務上のノウハウに継続性が不可欠な、学童保育や、保育所、図書館などその施設の特異性に十分配慮が必要であることも明記されるべきと考えます。 ・契約先が代わるたびに、そこで働く人がすべて入れ替わるようでは、安心して福祉・医療の提供を受けることができません。そこで働いていた人が、継続して働けるよう明記したルール作りをお願いします。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>条例に、「本市及び受注者は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保並びに維持及び向上に努める」旨を明記することとしています。</p>

4 公契約の適正な履行及びその質の確保 40件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>○ 公契約の公平性、透明性、品質の確保等に関する御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例により、契約の公平性が一層確保されることを期待します。 ・ 公契約における公正性、競争性、透明性を、しっかり確保する継続した取組が必要かと思えます。 ・ 事業の内容によっては、安全や安心に直接繋がったり、学校や保育の場であったりと子どもらに関わる事なら尚更、市としての責任や力量が問われる問題との認識が一層求められるのではないのでしょうか。 ・ 資格は有するものの、ほとんどの設備や雇用者がなく落札（受注）後、ほとんどを外注依存している事業者の規制をお願い申し上げます。そういった事業者には御市が求められる、品質の確保が維持できないことも多くあると思われれます。 <p style="text-align: right;">など</p>	9	<p>公契約における公正性、競争性、透明性の確保は、公契約の適正な履行及びその質の確保の前提となりますので、条例の基本理念にしっかり掲げる予定としています。</p> <p>また、公契約の適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念についてもしっかりと条例に掲げ、入札制度の改善等、継続して取組を進めていきます。</p>
<p>○ 適正な予定価格の算出等に関する御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公契約条例の制定とあわせて適正な予定価格算出や入札契約制度の改善が求められます。 ・ 業務委託工事の予定価格が適正と思われぬ。また、現場管理費が基本諸経費に比べて率が低すぎる。 ・ 予定価格の適正さに、常々疑問を持っています。どう考えても原材料費はおろか、人件費がまかないきれない金額である事が甚だ多いです。何らかのチェック・是正システムの確立、実効ある運用を切に望みます。 ・ 予定価格の算出には、社会保険の対象者、雇用保険のみの対象者、又は短時間労働者など様々な形態の労働者についても考慮したものとしてほしい。また、有給休暇や賞与なども積算の中で考慮してほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>	17	<p>ダンピング受注等により、公契約の適正な履行やその質の確保、公契約に従事する労働者の適正な労働環境が損なわれることのないよう、改めて適正な予定価格、最低制限価格の算出等について条例に規定する予定です。</p> <p>今後とも、皆様からいただいた御意見、関係団体からの御意見、経済情勢、国の動向等を踏まえ、更なる適正な予定価格等の算出に努めていきます。</p>
<p>○ 適切な履行評価の実施、人材の育成に関する御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な履行評価の実施、将来の公契約を担う人材の育成とあるが、こうした取組を行ったときに具体的に評価する施策を講じていただきたい。 ・ 若手技術者の育成に取り組んでいる場合に総合評価方式で加点するのはどうか。 ・ 地元中小建設業者における技術者の育成が円滑に進むよう、総合評価方式においてCPD制度を評価するといった取組を提案します。 <p style="text-align: right;">など</p>	7	<p>適切な履行評価の実施、将来の公契約を担う人材の育成についても、条例に規定したうえで、いただいた御意見も踏まえ、工事業者の格付制度への履行評価結果の反映や、人材育成に資する取組を評価、支援する入札の実施など、具体的な取組を検討、実施してまいります。</p>

○ 下請契約の適正化に関する御意見	7	
<ul style="list-style-type: none"> ・下請負業者と元請業者との関係で，“まるなげ禁止”や“未払い、契約違反賃金”には、連帯で責任を負う制度を。 ・もっとしっかりとした「下請契約の適正化」のチェック機能の拡充を行う仕組づくりを要望します。 ・下請，孫請けまで行政が指導していくのは無理があるのではないか，下請けの価格が適正かどうかの判断は難しい。 ・「中小企業は弱者であり，支援が必要だ」というスタンスは大変重要だと思います。そのうえで，公契約の公平性，透明性を確保するのであれば，下請けに入れるようにとの不当な圧力もまた，監視してほしいと思います。こうした点をきっちりチェックし，防止するような仕組みをつくることこそ，中小企業の健全な発展につながるのではないのでしょうか。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>公契約の適正な履行及びその質並びに適正な労働環境を確保するためには，受注者と下請負者等が対等な立場であるという認識と関係法令の遵守が必要であることから，下請契約の適正化に関する規定を条例に盛り込み，引き続き，事業者等への啓発等に努めてまいります。</p>

5 社会的課題の解決に資する取組の推進 14件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>○ 社会的課題の解決に資する取組に関する御意見</p>	14	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動に貢献している中小企業を大切にすべきである。 ・入札参加要件，格付要件は主観点数を排し，客観点数(経審，認証取得等)，売上高により決定して透明性を高める。それにより皆が客観的に納得し，入札参加意欲向上につながる。 ・取組の中で ISO や KES, P マークを取得する事業者の促進はご理解致しますが，中小企業にとってはその労力と費用と時間が要するのが事実でもありその条件の記載には，今一度の吟味・判断をお願いいたします。 ・何でもやりすぎると業者の負担が大きいため，人材の育成や品質の確保，入札以外でも業者の利益に繋がるような項目を評価するようにすればよい。 ・新規の公共施設，建築，施工を行う際にはできるだけ太陽光発電や太陽光発電を活用したエコ給湯機の設置を進めることを提案します。 ・社会的課題というのであれば，「貧困」を例示すべきであり，貧困の撲滅についても考えるべきである。 ・基本的な考え方の部分では，環境，防災，地域コミュニティ，ワークライフバランス，子どもを育む社会の環境づくりなど明示しているが，条例案の概要部分では，具体的な記入がない。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>本市は，これまでから環境マネジメントシステムである ISO 14001, KES (京都・環境マネジメント・スタンダード) を取得している事業者を，工事業者の格付制度において加点評価するなど，入札・契約制度を活用し，社会的課題の解決に資する取組への配慮を行ってきました。</p> <p>公契約の機会を活用し，多様な社会的課題の解決に資する取組の推進を図ることは，多くの市民の利益につながるものであり，京都の未来をつくる大切な働き掛けであると考えます。</p> <p>このため，入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう，また，特に中小企業に過度な負担や不利な扱いにならないよう十分に配慮しつつ，公契約の性質や目的に応じ，入札・契約の際に，これらの取組を加点評価する等の取組を順次，検討，実施していきます。その際には，事業者の取組を客観的に評価する仕組みについても十分に研究してまいります。</p> <p>なお，社会的課題の解決に資する取組は多種多様であることから，条例にすべての課題を網羅することはできませんが，代表的なものを例示することを予定しています。</p>

6 その他 4 4 件

市民の皆様の御意見	件数	御意見に対する本市の考え方
<p>○ 公契約審査委員会に関する御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会には、労働者の代表を入れてほしい。 ・ 条例制定に当っては地元労働団体を含めた審議会で検討を重ねて下さい。 ・ 「公契約に関する施策」, 「公契約の締結に関する事項」等について, 「京都市公契約審査委員会」の設置にあたっては, 労働者代表の参加が明確になっていない。しっかりと明記した規定とすべき。 ・ 審議会には, 事業者, 労働者の代表を入れてほしい。 ・ 実効性のあるものとするため, 関係する労使の代表が入った協議会を設置し, 条例の実効性を担保してください。 ・ 京都市公契約審査委員会を通じた, 現状分析, 課題抽出と課題解消の手立てと方策・対応など PDCA サイクルを実践する中で, 京都市公契約基本条例をより実効性・効果ある条例に向けて改正できる仕組みとなるよう, 審査委員会での公労使三者構成も含め, 当委員会が有効に機能するように取り組むようお願いしたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	29	<p>公契約審査委員会は, 公契約に関する事項について, 市長の諮問に応じ, 調査し, 及び審議するとともに, 当該事項について市長に対し, 意見を述べるために設置することとし, 現在の京都市契約審査委員会の機能を拡充し, 新たに事業者団体や労働団体の代表, 市民公募委員などにも御参画いただく方向で検討しています。</p>
<p>○ 入札・契約制度等に関する御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も入札制度の不断の改革を行うことを求めます。 ・ 今の入札制度では, 1つの案件に20社以上の参加があり, 中々落札できない。いくら案件数が増えても, 落札できそうにない。1つの案件への入札参加数を減らす方法などを考えてほしい。 ・ 市内業者での受注の範囲拡大及び平均性の確保のため, 連続受注業者の発生を出来る限り除く施策を講じていただきたい。 ・ 契約の際にプレゼンを求められることがあるが, その際には, 大学教授などではなく実態がわかっている業界団体の者が審査する方が妥当ではないか。 ・ できれば一時的でなく毎年コンスタントに仕事を出していただきたいです。 <p style="text-align: right;">など</p>	14	<p>入札・契約制度等に関し, さまざまな御意見をいただきました。これらの貴重な御意見は, 条例制定に関わらず, 今後の入札・契約制度等の更なる改善に向け, 参考とさせていただきます。</p>
<p>○ その他 (※ 特定の団体に関する御意見)</p>	1	